



申13号

労働協約違反を是正し、組合費控除を正しく取り扱うために、新たなシステム導入などの対策を求める申し入れ団体交渉を行う！

1項 2023年度年末手当において、組合費が控除されなかった協約違反の原因を明らかにすること。

**会社回答** 令和5年度年末手当等における労働組合の組合費の控除において、事務手続き上の誤りが一部発生したものである。なお、労働組合の組合費の控除については、引き続き賃金控除に関する協定に基づき取り扱っていくこととなる。

## 会社の主張

- ・申し入れがあったこと自体重く受け止めている。協約を履行できなかった事実はある。
- ・意図のある協約違反ではないが、組合活動において一定の対応を発生させてしまった。
- ・重く受け止めるということは協約違反と同義である。
- ・組合の協約違反という主張は重く受け止めている。
- ・組合活動への障害・不利益との主張は受け止め、真摯に対応を重ねていく。

**形式上は協約違反であることを重く受け止める 確認！**

2項 組合費控除に関し、労働協約違反を是正し、会社が責任をもって正しく控除する対策を講じること。

**会社回答** 労働組合の組合費の控除については、引き続き賃金控除に関する協定に則り取り扱うことに変わりはなく、必要な指導を行っているところである。

## 会社の主張

- ・現行の覚書に則り、しっかり対応していく。

## 組合の主張

- ・システム変更以降、事象が発生し協約違反も発生している。また発生させてしまうのではないかとの不信感は拭えない。現行のままでは不十分であり対策を検討するべきだ！

### 【組合】

### 賃金控除依頼書について

### 【会社】

- ・職場での取得に課題が発生している。「職場に置いていないため1週間かかる」「現場長じゃないと渡せない」「控除依頼書を取りに来た事実があるため理由を聞く必要がある」「職場に問題があるなら、職場管理の視点で聞く必要がある」など不当労働行為、支配介入といったことが行われていることは問題であり認識するべきだ！
- ・一方で賃金控除停止依頼書は職場にありすぐに渡している。意図的に労働組合に対して妨害していると思えない。不信感しかない。直ちに是正すべきだ！

- ・理由を聞くことは適当ではない。
- ・賃金控除依頼書と賃金控除停止依頼書の取扱いに差異があることはおかしい。
- ・指摘のような実態があれば指導を徹底していく。

**確認！**

**組合員の利益を守るため、今後もチェック機能を果たしていきます！**